

令和 6 年第 2 回定例会議案説明資料

(一般議案)

- 1 議案第 6 7 号 千葉市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について …………… P 2

【議案第67号】

千葉市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議案書 P20～21

1 趣旨

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第3条第3項の規定により、本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するもの。

2 主な内容

(1) 指定する郵便局の名称

千葉新宿郵便局、野呂郵便局及び千葉高浜郵便局

※公共施設等の立地条件及び日本郵便株式会社との協議により選定

(2) 指定する郵便局において取り扱う事務

法第2条の規定に基づき、本市が処理する事務のうち次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を取り扱うものとする。

ア マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等

イ アについて、市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等

(3) 取扱期間

令和6年9月24日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、本市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

3 今後のスケジュール（案）

令和6年7月	委託事務契約の締結
令和6年9月24日	委託事務取扱開始
令和7年4月	委託契約の更新